

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第7号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則（平成3年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「日曜日又は休日にあたるときはその翌日とし、土曜日にあたるときは、その翌々日」を「土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日」に改める。

第54条第2項中「通知は、」の次に「調定票又は」を加える。

第57条中「朱書」を「表示」に改める。

第70条第1項を次のとおり改める。

施行令第158条第1項又は第158条の2第1項その他法令の規定に基づき、収納の事務を私人に委託することができる。

第70条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 施行令第158条の2第1項に規定する規則に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 公金の収納の事務の委託を受けた実績があること。
- (2) 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であると認められること。

(3) 町税徴収金の収納に係る事項を正確に記録し、遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができること。

第71条第1項に次のただし書を加える。

ただし、受託者が収納の事務を行うに当たり、次項の規定による身分証明書の携帯又は呈示がなくても、納入義務者の信頼を確保できると町長が認めるときは、この限りでない。

第78条第1項第2号中「(昭和54年規則第4号)」を「(平成23年聖籠町規則第33号)」に改める。

第150条ただし書中「超えないもの」の次に「又は聖籠町長期継続契約とする契約を定める条例(平成17年聖籠町条例第3号)に基づく長期継続契約」を加える。

第180条第3項中「50万円未満の」を「50万円を超えない」に改める。

第242条第2項中「課長専決以内のもの」を「50万円を超えないもの」に改める。

別表第1中「

10 交際費	○	○		
--------	---	---	--	--

」を「

10 交際費	○	○		
--------	---	---	--	--

」に改め、同表備考中「金額の記載されているものは、その限度額まで。」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。